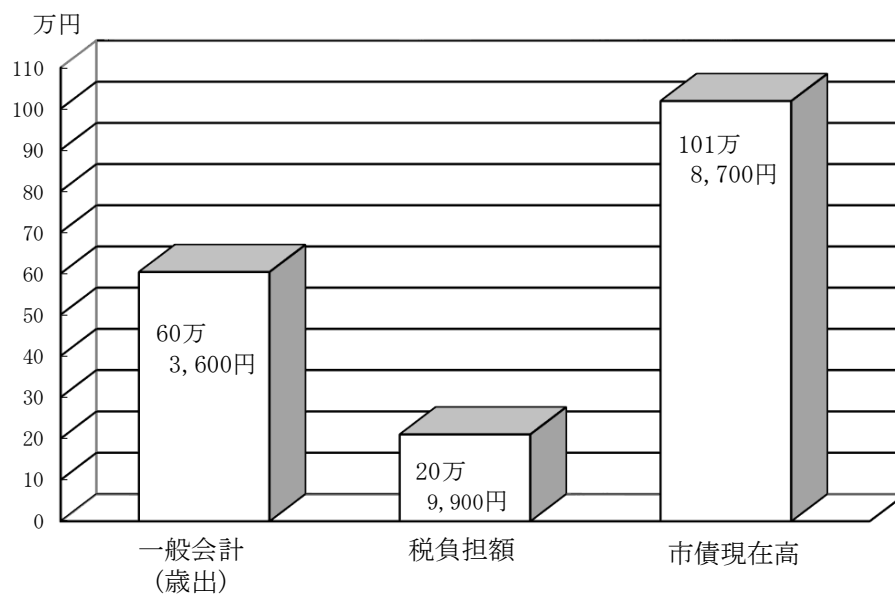


6 市民1人当たりの金額

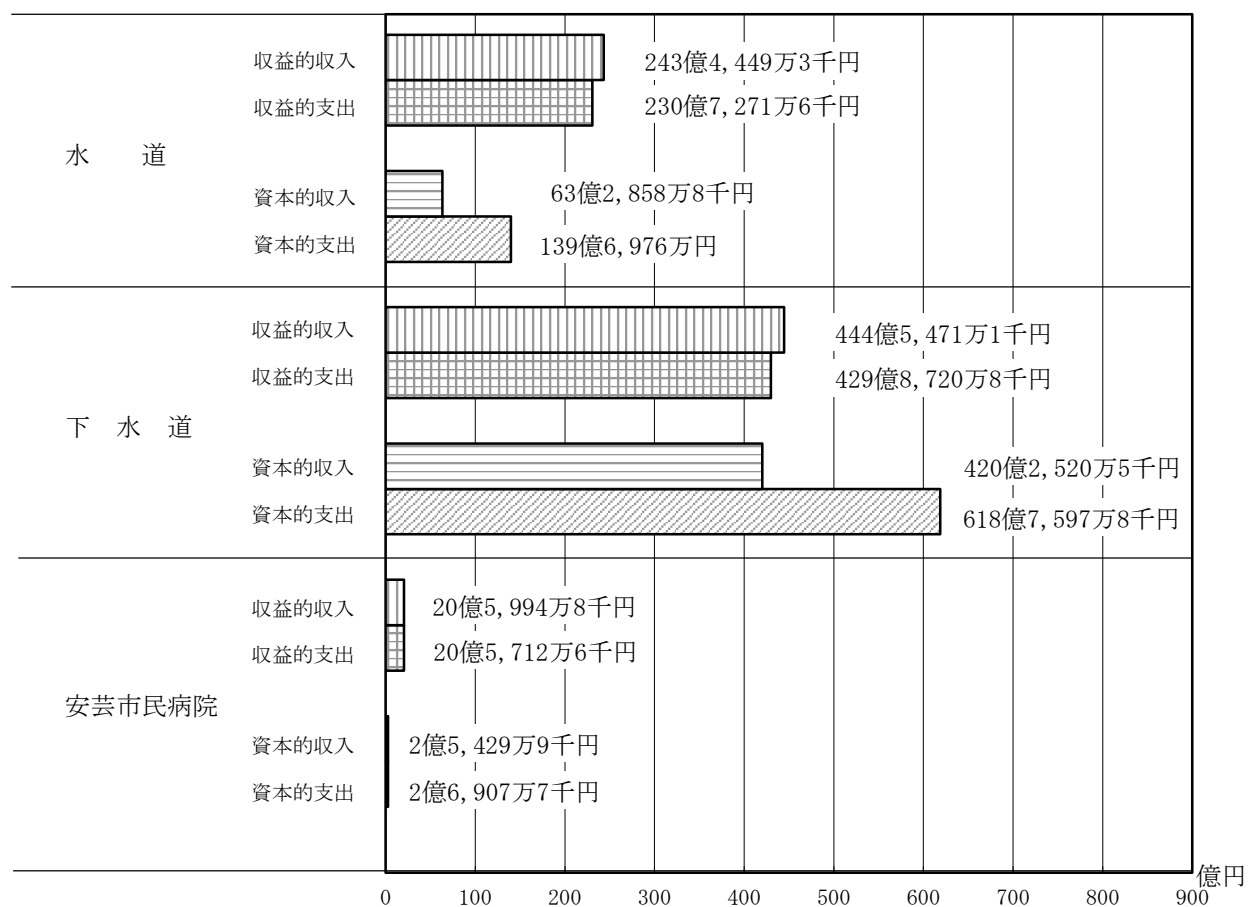
《人口：117万5,327人(外国人を含む。) 令和6年3月31日現在》



一般会計(歳出)《60万3,600円》の内訳

☆民生費 (福祉の充実)	21万 2,600円
☆土木費 (道路・公園整備など)	9万 9,700円
☆教育費 (学校・社会教育の充実)	8万 4,100円
☆衛生費 (保健・医療の充実)	5万 8,600円
☆総務費 (コミュニティの振興など)	4万 9,400円
☆公債費 (借入金の返済)	3万 2,600円
☆商工・農林水産業費 (各種産業の振興)	1万 9,300円
☆災害復旧費 (災害の復旧)	2,100円
☆議会費 (議会の運営)	1,300円
☆消防費その他 (消防・救急の強化など)	4万 3,900円

7 企業会計の決算



用 語 解 説

- ・ 収益的収支とは、一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す。
- ・ 資本的収支とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用とその財源となる収入を表す。

なお、資本的支出が収入を上回る部分は、収益的支出のうち現金支出を伴わない減価償却費などで補填する。

8 健全化判断比率等について

地方公共団体の長は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、地方公共団体の財政の健全性に関する各比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率）について、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に報告し、かつ、公表することになっている。

地方公共団体の財政の健全性に関する各比率が、早期健全化基準に達すると「財政健全化計画」（公営企業は経営健全化基準に達すると「経営健全化計画」）を、財政再生基準に達すると「財政再生計画」をそれぞれ策定し、財政の健全化等に取り組む必要がある。

本市の令和5年度決算に基づく各比率は、いずれも基準値に達していない。

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和5年度	— (実質赤字は生じていない)	— (同左)	9.6	165.4
早期健全化基準 (自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準)	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準 (自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準)	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率：一般会計等（一般会計と母子父子寡婦福祉資金貸付など7つの特別会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 連結実質赤字比率：全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

※ 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

※ 将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

(2) 資金不足比率

(単位：％)

区 分	資金不足比率
特別会計名 中央卸売市場、国民宿舎湯来ロッジ等、開発、水道、下水道、安芸市民病院	— (いずれの会計についても資金不足は生じていない)
経営健全化基準 (公営企業において早期健全化段階になるとみなされる基準)	20.00

※ 資金不足比率：公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(3) 健全化判断比率等の推移

(単位：％)

区 分	H26	27	28	29	30	R元	2	3	4	5
実質公債費比率	15.4	15.0	14.7	13.8	13.1	12.4	11.7	10.9	9.8	9.6
将来負担比率	228.0	223.9	222.8	199.6	190.4	183.7	174.7	158.9	164.8	165.4

- ・ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれの年度においても実質赤字は生じていない。
- ・ 資金不足比率については、対象となる全ての特別会計について、いずれの年度においても資金不足は生じていない。

＝＝＝ 用 語 解 説 ＝＝＝

◎ 各比率について

・ 実質赤字比率

【一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

一般会計等の赤字が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 連結実質赤字比率

【全会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率】

全会計の赤字が、一般会計等の標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、赤字解消の困難度が増し、より多くの歳出削減策や歳入増加策が必要となる。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・ 実質公債費比率

【一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が単年度で返済する必要のある借金が、その標準的な年間収入に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、財政の硬直化が進行し、新たな政策への予算配分が困難になるなど、行財政運営の自由度が下がることになる。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金)} - \text{(特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{(3か年平均) 標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

※ 準元利償還金：公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出金など、地方債の元利償還金に準ずるもの。

・ 将来負担比率

【一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、その標準的な年間収入の何倍であるかを示す。

この比率が高くなるほど、今後の財政運営が圧迫される可能性が高くなる。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

・ 資金不足比率

【公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率】

公営企業ごとの資金の不足額が、料金収入などの収益に対してどの程度あるかを示す。

この比率が高くなるほど、資金不足解消の困難度が増し、より多くの経営改善策が必要となる。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

◎ 各基準について

・ 早期健全化基準

自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることが必要となる基準。

4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）のうち一つでも基準値に達すると、「財政健全化計画」を策定しなければならない。

・ 財政再生基準

健全化段階よりさらに悪化し、自主的な財政の健全化が困難とみなされる基準。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のうち一つでも基準値に達すると、「財政再生計画」を策定しなければならない。

・ 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準。

この基準値に達すると、公営企業ごとに「経営健全化計画」を策定しなければならない。

Ⅱ 令和6年度の財政状況

1 予算の執行状況（令和6年9月30日現在）

(1) 一般会計

歳入

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(A)	収入済額(B)	B/A×100
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
市 税	245173200			245173200	134790854	55.0
地 方 譲 与 税	3534706			3534706	1009618	28.6
利 子 割 交 付 金	92485			92485	40673	44.0
配 当 割 交 付 金	1218930			1218930	267749	22.0
株式等譲渡所得割交付金	1256121			1256121		
分離課税所得割交付金	228891			228891		
法 人 事 業 税 交 付 金	3302257			3302257	2064905	62.5
地 方 消 費 税 交 付 金	32013717			32013717	17682335	55.2
ゴルフ場利用税交付金	54994			54994	22275	40.5
環 境 性 能 割 交 付 金	596000			596000	221420	37.2
軽油引取税交付金	5152000			5152000	2119840	41.1
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	32322			32322		
地 方 特 例 交 付 金	9073000			9073000	8958203	98.7
地 方 交 付 税	68000000			68000000	50193328	73.8
交通安全対策特別交付金	270000			270000	115391	42.7
分 担 金 ・ 負 担 金	8633325	23651		8656976	1560278	18.0
使 用 料 ・ 手 数 料	12032902			12032902	5818078	48.4
国 庫 支 出 金	150471467	21817657	△119863	172169261	59504535	34.6
県 支 出 金	35954785	520846	1530	36477161	2883312	7.9
財 産 収 入	2758711			2758711	632824	22.9
寄 附 金	193862			193862	58778	30.3
繰 入 金	13052617	7020	841321	13900958	1740000	12.5
繰 越 金	1	1190162		1190163	3122138	262.3
諸 収 入	39009356	439102	1475715	40924173	4001492	9.8
市 債	52438000	20565950	△73300	72930650		0.0
歳 入 合 計	684543649	44564388	2125403	731233440	296808026	40.6

歳出

区 分	当初予算額	繰越額	補正額	予算現額(C)	支出済額(D)	D/C×100
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%
議 会 費	1667432			1667432	796849	47.8
総 務 費	59732973	10367055	△231962	69868066	31559840	45.2
民 生 費	247395149	5036481	11333	252442963	98921719	39.2
衛 生 費	70028176	1191779	2254943	73474898	29074026	39.6
農 林 水 産 業 費	4676303	503225		5179528	1462234	28.2
商 工 費	15373630	785829	7080	16166539	9671077	59.8
土 木 費	98232389	19538265	21772	117792426	52717053	44.8
消 防 費	14322463	154003		14476466	5936070	41.0
教 育 費	98911839	6628120		105539959	42740585	40.5
災 害 復 旧 費	131631	359631	96942	588204	35372	6.0
公 債 費	32170658			32170658	11724	0.0
諸 支 出 金	41501006			41501006		
予 備 費	400000		△34705	365295		
歳 出 合 計	684543649	44564388	2125403	731233440	272926549	37.3

(注) 予備費支出については、補正額に含む。

(2) 特別会計

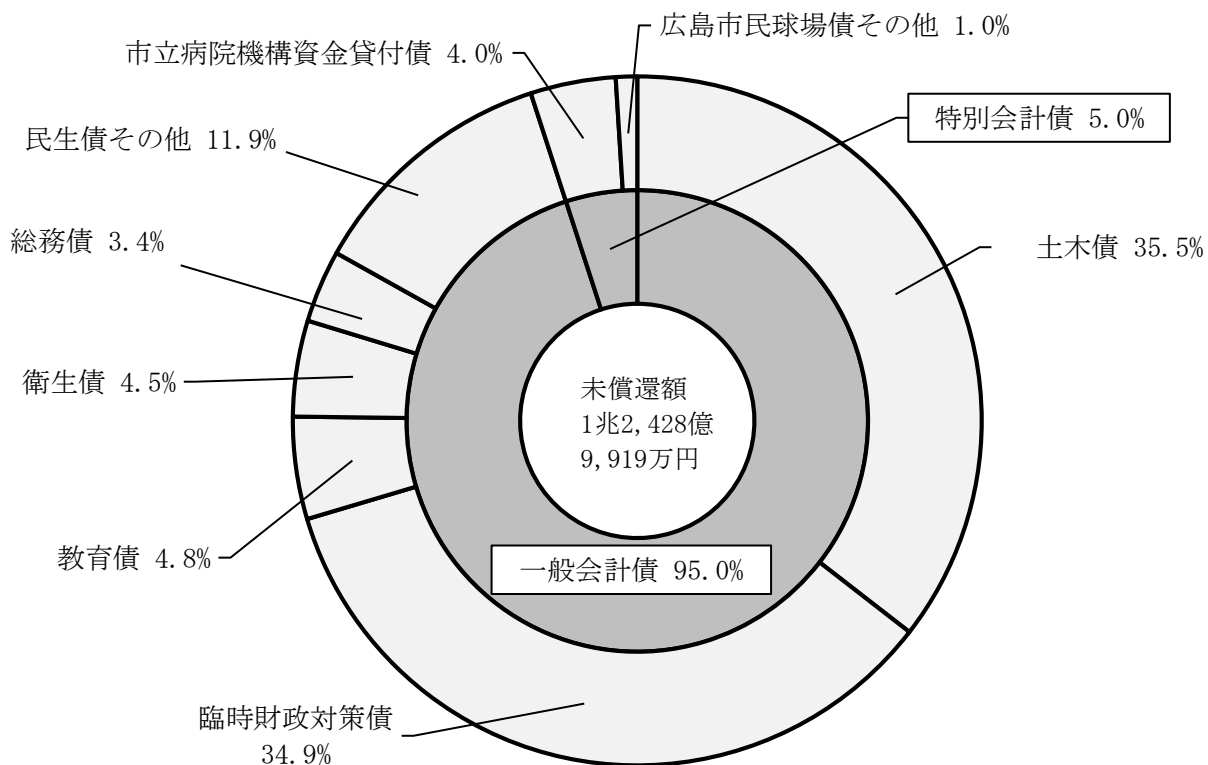
会 計 名	当初予算額	繰 越 額	補 正 額	予 算 現 額	執 行 状 況			
					歳 入		歳 出	
					収 入 済 額	収入率	支 出 済 額	執行率
	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	億 万 千円	%	億 万 千円	%
母子父子寡婦福祉資金貸付	1290907			1290907	1160399	89.9	56182	4.4
物 品 調 達	49708			49708	28954	58.2	32749	65.9
公 債 管 理	139472457			139472457	24263	0.0	46774327	33.5
広島市民球場	2131198			2131198	121319	5.7	51793	2.4
用地先行取得	69600			69600	339	0.5		
西 風 新 都	357508	42805	2561967	2962280	2734035	92.3	35774	1.2
後期高齢者医療	20362102			20362102	6450477	31.7	5974451	29.3
介 護 保 険	106519288			106519288	43397869	40.7	42942375	40.3
国民健康保険	104780818			104780818	39200454	37.4	40907040	39.0
競 輪	23862023			23862023	10454106	43.8	7270640	30.5
中央卸売市場	3011204	544468		3555672	706332	19.9	1159779	32.6
国民宿舎湯来ロ ッ ジ 等	66416			66416			7539	11.4
駐 車 場	592526			592526	145894	24.6	39686	6.7
開 発	1622922		2561967	4184889	16556	0.4	1242023	29.7
市立病院機構資金貸付	7621564			7621564	2594836	34.0		
元宇品町財産区	2317			2317	26756	1,154.8	819	35.3
高 南 財 産 区	154			154	685	444.8		
三 入 財 産 区	448			448	5494	1,226.3	26	5.8
小河内財産区	199			199	5016	2,520.6	19	9.5
砂 谷 財 産 区	352			352	10495	2,981.5	1	0.3
合 計	411813711	587273	5123934	417524918	107084279	25.6	146495223	35.1

2 市有財産の状況（令和6年9月30日現在）

土 地	5,167万3,003.08 m ²
建 物	410万9,854.34 m ²
工 作 物	7万4,022 件
立 木 竹	71万6,436.36 m ³
積 立 金	1,606億3,733万7千円
そ の 他	1,076億1,746万2千円

3 市債及び一時借入金（一般会計及び特別会計）の状況

(1) 市債（令和6年9月30日現在）



(2) 一時借入金（令和6年9月30日現在）

（単位：億円）

区 分	限 度 額	現 在 高
一 般 会 計	900	0

（注）令和6年4月から9月までの間に、一時借入れは行っていない。